現行計画

地区整備計画	位		置	立川市緑町内					
		面	積		約 37. 2ha				
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A1地区	A2地区	A3地区	A4地区	B地区	C地区
			面積	約 3.8ha	約 3.8ha	約 1.6ha	約 4. 2ha	約 7. 1ha	約 16.7ha
		建築物等の形態又 は色彩その他の意 匠の制限		建築物等の形態・意匠・色彩については、原色を避けるなど周辺建築物や周辺景観との調和などを図った落ち着きのあるものとする。 また、壁面の位置と道路境界線までの区域に、門、かき、さく、広告物、看板等及び照明施設等の工作物を設置する場合は、視線や空間としての開放性や連続性に配慮し、特に広告物・看板等については、位置や規模など良好な景観形成に寄与し景観を損ねないものとする。					

変更 (案)

- 1. 建築物等の形態・その他の意匠については、立川市景観計画による。
- 2. 建築物等の外壁面の色彩(色相、明度及び彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定められたものとする。以下同じ。)は、外壁面の 5 分の 4 以上の面積を、(1)、(2)及び(3)に掲げる色彩の中から使用する。また、外壁面の 5 分の 1 以下の面積を、(4)、(5)及び(6)に掲げる色彩の中から、外壁面の 20 分の 1 以下の面積を各号に掲げる色彩以外の色彩から使用することができる。ただし、建築物等の外壁で立 3・2・13 南通り線、立 3・2・31 東大通り線、立 8・1・1 都市軸線及びたちかわ中央公園に面する部分については、当該建築物等の外壁面の 5 分の 1 以下の面積を各号に掲げる色彩以外の色彩から使用することができる。
- (1) 色相が OR (赤) から 4.9YR (黄赤) において、明度 4 以上 8.5 未満の場合、彩度 4 以下、明度 8.5 以上の場合、彩度 1.5 以下の色彩
- (2) 色相が 5YR (黄赤) から 5Y (黄) において、明度 4 以上 8.5 未満の場合、彩度 6 以下、明度 8.5 以上の場合、彩度 2 以下の色彩
- (3)(1)、(2) に規定する色相以外の色相において、明度 4 以上 8.5 未満の場合、彩度 2 以下、明度 8.5 以上の場合、彩度 1 以下の色 <u>彩</u>
- (4) 色相が OR (赤) から 4.9YR (黄赤) の場合、彩度 4 以下の色彩
- (5) 色相が 5YR (黄赤) から 5Y (黄) の場合、彩度 6以下の色彩
- (6)(4)、(5)に規定する色相以外の色相の場合、彩度2以下の色彩
- 3. 壁面の位置と道路境界線までの区域に、門、かき、さく、広告物、看板等及び照明施設等の工作物を設置する場合は、視線や空間としての開放性や連続性に配慮し、特に広告物・看板等については、位置や規模など良好な景観形成に寄与し景観を損ねないものとする。
- ※下線部は変更箇所を示す。